

最低制限価格の設定等について

1 最低制限価格設定の対象工事等

市が入札に付するすべての建設工事

2 最低制限価格算出方法

最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」

3 最低制限基本価格算出方法

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次の(1)～(3)の式によるものとする。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $9.2/10$ を超える場合は、予定価格（税抜き）の $9.2/10$ を最低制限基本価格（税抜き）とし、予定価格（税抜き）の $7.5/10$ に満たない場合は、予定価格（税抜き）の $7.5/10$ を最低制限基本価格（税抜き）とする。

(1) 土木系積算工事

直接工事費× 0.97 ＋共通仮設費× 0.9 ＋現場管理費× 0.9 ＋一般管理費等× 0.68

(2) 建築系積算工事

(直接工事費× 0.9)× 0.97 ＋共通仮設費× 0.9 ＋(直接工事費× 0.1 ＋現場管理費)× 0.9 ＋一般管理費等× 0.68

(3) その他

積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

4 ランダム係数について

令和2年1月31日付け「ランダム（無作為）係数の算出について」を参照すること。

5 実施時期

令和4年6月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用する。

問い合わせ先

阿南市総務部総務課

電話 0884-22-3804